「南島原市一般廃棄物処理基本計画（案）」に関するパブリックコメント（市民意見募集）を実施します

本計画は、市内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本的事項を定めるもので、「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

市民の皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

■計画期間

平成19年度から28年度まで（10年間）

■資料の閲覧方法

本計画（案）は、南島原市ホームページに全文を掲載しています。また、各総合支所でもご覧いただけます。（期間：２月１日㈮～２月29日㈮）

■応募方法など

- **応募資格**　市内に在住・在勤・在学、もしくは事業所等を有する人
- **提出期間**　２月１日㈮～２月29日㈮（必着）
- **応募方法**　（下記を必ず記入してください）

①**氏名**（団体の場合は、団体名、部署および担当者氏名）

②**郵便番号・住所・電話番号**

③**意見内容**（理由などは、できるだけ併記）

※郵送、FAX、電子メールで提出してください（匿名不可）。また、いただいたご意見は、個人情報を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめご了承ください。

応募先・お問い合わせ

市民生活部 環境課 廃棄物対策班
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
TEL 050-3381-5041
FAX 0957-82-3086
E-mail kankyou@city.minamishimabara.lg.jp
（件名には「南島原市一般廃棄物処理基本計画（案）への意見」と入力してください。）

平成20年4月から 特定健診 特定保健指導が始まります！

40～74歳の人

生活習慣病を予防しよう！

■生活習慣病ってなに？

悪い生活習慣が原因でなると考えられている病気をまとめて「生活習慣病」と言います。

最近では、三大死因といわれる、がん・脳血管疾患・心臓病なども生活習慣との関わりが強いと言われています。

■南島原市では？

南島原市でも高齢になるにつれて、医療費に占める生活習慣病の割合が増えています。

特に、高血圧が原因となる病気が多くみられ、医療費増加の１つの要因になっています。

南島原市（国保）の医療費状況

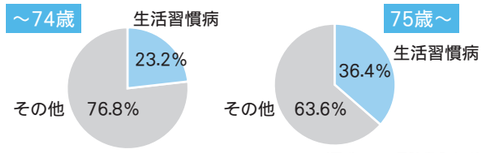

（平成19年5月診療分より）

その結果…

このまま生活習慣病が増え続けると、国保財政が圧迫され、保険税の上昇につながる可能性があります。

■どうすればいいの？

生活習慣病は予防ができる病気です。

健診を受けて、生活習慣を見直したり、改善することで、より健康的に暮らすことができます。

また、平成20年４月から生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導を行います。

改善！

一人一人が自分の健康状態を知り、健康になることは、増え続ける医療費を抑制し、安定した保険税にもつながります。

お問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金班
TEL 050-3381-5040

平成20年4月スタート 後期高齢者医療で受けられる給付

■制度のポイント

- 75歳以上の人が対象です。（一定以上の障害のある人は65歳以上）
- 平成20年３月中に、新しい保険証が１人につき１枚交付されます。
  老人医療受給者証をお持ちの人は、制度開始の際手続きは不要です。
- 申請や届け出などの窓口事務は市役所または総合支所で行い、制度の運営を広域連合が行います。
- 保険料の納付は、原則として年金天引きとなります。（年金額が年額18万円未満の人等を除く）

☞これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などから移行することになります。これまで負担していた保険税や保険料に代わり、新たに後期高齢者医療制度の保険料を納めます。

☞社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった人には、一定期間猶予・軽減措置があります。

医療給付と窓口負担

- 医療給付の種類は、現行の老人医療と同じです。
- 高額介護合算療養費が設けられます。

☞同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担と介護保険の自己負担の両方が生じた場合、これらを合わせた額について年額での上限額が設けられ、負担が軽減されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 医療機関での窓口負担は、現行の老人医療と同じです。

☞病院などの窓口で支払う　**自己負担の割合は１割（現役並み所得者は３割）です。**

※３割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。（市町村民税課税所得145万円以上、かつ、収入が後期高齢者複数世帯520万円以上、単身世帯383万円以上）

☞窓口負担は、月ごとの上限額が設けられています。

☞上限額を超えた高額療養費は、今までと同様、ご指定の口座振り込みなどの方法で払い戻しが受けられます。

そのほかに受けられる給付

- 健康診査を受けることができます。
  原爆被爆者健診を受けることができる人や介護施設の入所者などは除きます。
- はり・きゅう施術の助成を受けることができます。
  指定を受けた施術所で受ける「はり・きゅう」に対して月５回まで、１回あたり700円を助成します。
- 被保険者が亡くなられた際には、葬祭費として、２万円を支給します。

申請や届け出は従来どおり、市役所または総合支所が窓口になります。

お問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金班　TEL050-3381-5040
長崎県後期高齢者医療広域連合　TEL095-816-3930